

船橋いきいき同窓会 会則変更案

(柔軟化・他学部参加対応)

1. 課題の整理

- 要綱の壁: 船橋市の要綱第2条で「いきいき同窓会 = いきいき学部修了生の団体」と定義されている。
- ニーズ: まちづくり学部や一般市民への門戸開放(柔軟化)。
- 解決策: 「正会員」の定義は要綱に合わせて維持しつつ、「特別会員」や「準会員」という枠組みを設け、それらを包括する魔法の言葉「原則として」を導入する。

2. 会則変更案(第2章 会員)

現行の第2条を以下のように改訂します。

第2条(会員の資格)

1. 本会の会員は、原則として船橋市老人大学修了生並びにふなばし市民大学校いきいき学部修了生をもって構成する。
2. 前項の規定にかかわらず、本会の目的に賛同し、活動の活性化に寄与すると理事会が認めた者は、特別会員(または準会員)として入会することができる。
3. 特別会員の対象は、ふなばし市民大学校の他学部修了生、および本会が認めた市民とする。
4. 本会は、各学科のクラス会、同好会を基盤とした組織とする。ただし、同好会においては、活動の存続および多様性確保のため、前各項に定める会員以外の参加を妨げない。

3. 「補助金交付要綱」への対策ロジック

市役所との協議において、以下の「論理武装」を用意します。

①「構成員の中心性」の維持

要綱が求めているのは「いきいき学部の修了生によって組織・運営されていること」です。

- 会則に「原則として」を入れることで、組織のアイデンティティ(主体性)は依然としていきいき学部にあることを示します。
- 運営の基幹(役員や議決権)を「正会員(修了生)」に限定しておけば、団体としての定義が崩れたことにはなりません。

②「補助金算出根拠」の明確化

市が懸念するのは、いきいき学部以外の人のために公金が使われることです。

- 実績報告において「補助金対象事業に参加した同窓会正会員の数」に基づいた按分や報告を行う運用を提示します。
- 「同好会への助成金は、同窓会会員(正会員)の人数に応じて配分する」という現行案を維持す

ることで、税金の使途としての透明性を担保します。

4. 運用上の「魔法の言葉」の使い方

今回の変更により、以下のような運用が可能になります。

- まちづくり学部の受け入れ：
「第2条第2項（特別会員）」を適用。いきいき学部の精神に賛同する仲間として、実質的に差のない活動を許可する。
- 市民参加のハードル低下：
同好会レベルでは「第2条第4項」を根拠に、修了生以外の参加を正式に認める。これにより、公民館等の「社会教育団体」としての要件（地域開放）も同時に満たすことができます。

5. 市への説明資料（ドラフト）

「本会は、市民大学校の統合や地域活動の多様化に合わせ、組織の持続可能性を高めるため、**『いきいき学部修了生を主軸としつつ、広く市民と連携する開かれた組織』**へと進化します。これは要綱の目的である『地域社会への寄与』をより強力に推進するものです。定義上の『組織された団体』としての実態（正会員の比率等）は維持いたします。」